

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在のB会社に雇用され、タクシー運転手として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、泥酔状態の乗客を降車介助するため乗客の腰を持ち上げた際に腰部を負傷した。請求人は、同日、C整形外科クリニックに受診し「第一腰椎圧迫骨折」（以下「旧傷病」という。）と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、D整形外科に受診し「腰部脊柱管狭窄症」（以下「現傷病」という。）と診断され、治療を続けている。

請求人は、現傷病は旧傷病が再発したものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、現傷病は旧傷病が再発したものは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の現傷病が旧傷病の再発と認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、現傷病は負傷当時から発症しており、現傷病は旧傷病の再発であると主張している。

(2) そこで、本件に係る医師の見解についてみると、次のとおりである。

E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、現傷病は旧傷病に起因し、その悪化である旨述べており、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「再発はしていません。」と述べている。また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、今回の神経症状の悪化は現傷病に起因すると考えることが妥当であるが、平成〇年〇月時点で、現傷病の程度は軽度であることが確認されており、その後症状が悪化している経過から、旧傷病よりも加齢による退行変性により現傷病が進行したと考えると述べている。一方、H医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、D整形外科の診療録では脊柱管狭窄の狭窄部位は第5腰椎と第1仙椎間であると記載されており、骨折部位とは異なることなどから、現傷病は旧傷病と因果関係があるとは考えにくいと述べるものの、仮に狭窄部位が骨折と同じ部位であったとしても、一般的に現傷病の主因は加齢性変性であり、骨折によって発症するものではなく、したがって再発には当たらないと述べている。

(3) 以上のように、主治医であるE医師を除いて、いずれの医師も請求人の現傷病について加齢による変性であり、現傷病が旧傷病の再発には当たらないとの

見解を示しており、当審査会としても、同見解は妥当であると判断する。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。